

有害化学物質リスク管理基礎調査事業委託費

【108（133）百万円】

対策のポイント

食品による健康への悪影響を未然に防止し、食品の安全性向上についての取組を進めるため、有害化学物質について食品等中の含有実態調査を実施します。

<背景／課題>

- ・食品の安全性を向上させ、健康への悪影響を未然に防止するためには、生産から消費にわたって、科学的根拠に基づいた取組を進めることが大切です。
- ・このため、有害化学物質について食品等中の含有実態を調査し、必要に応じて、科学的データに基づいて安全性向上対策を策定・実施します。

政策目標

国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害化学物質の摂取量が許容範囲を超えないように抑制

<内容>

1. 事業内容

(1) 有害化学物質サーベイランス・モニタリング調査

① 調査の実施

想定される健康への悪影響の程度等から優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質（カドミウム、ヒ素等）について「サーベイランス・モニタリング計画」に基づき、国産農畜水産物や加工食品中の含有実態を科学的に把握し、リスク管理措置を検討するための基礎となるデータを整備するとともに、国際機関や事業者等に情報を提供します。

計画期間中に、食品安全に関する想定外のリスクが顕在化した場合、緊急的に含有実態を調査します。

② 妥当性確認

実態調査を実施するに当たり、分析法が定量限界、再現性等の要件を満たすかどうかを確認するため、濃度既知の分析種を含む食品（農産物）を調製し、複数の分析機関が分析した結果を解析します。

(2) リスク管理措置の検討のための調査

有効かつ実行可能なリスク管理措置案を作成するために、産地や食品事業者と連携して、実際の生産環境や栽培管理、貯蔵条件、製造加工工程等と汚染の程度との関連性について調査します。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成18年度～32年度

[お問い合わせ先：消費・安全局食品安全政策課（03-3502-8731）]

微生物リスク管理基礎調査事業委託費

【83（93）百万円】

対策のポイント

食品による健康への悪影響を未然に防止し、食品の安全性向上についての取組を進めるため、有害微生物による食品等の汚染実態調査を実施します。

<背景／課題>

- ・食品の安全性を向上させ、健康への悪影響を未然に防止するためには、生産から消費にわたって、科学的根拠に基づいた取組を進めることが大切です。
- ・このため、有害微生物による食品等の汚染実態を調査し、必要に応じて、科学的データに基づいて安全性向上対策を策定・実施します。

政策目標

国産農畜水産物の安全性を向上させるため、病原性の高い微生物の汚染実態を5年間で調査

<内容>

1. 事業内容

(1) 有害微生物サーベイランス・モニタリング調査

① 調査の実施

想定される健康への悪影響の程度等から優先的にリスク管理を行うべき有害微生物（ノロウイルス等）について、「サーベイランス・モニタリング計画」に基づき、家畜や食品の汚染実態を科学的に把握し、リスク管理措置を検討するための基礎となるデータを整備するとともに、国際機関や事業者等に情報を提供します。

② 妥当性確認

実態調査を実施するに当たり、分析法が定量限界、再現性等の要件を満たすかどうかを確認するため、濃度既知の微生物種を含む汚染検査対象物（糞便、食肉等）を調製し、分析機関が分析した結果を解析します。

(2) 予備調査・緊急調査

① 予備調査

汚染実態に関する情報が少なく、科学的に信頼のある調査を得るために必要なサンプリング計画が作成できない場合に、小規模な予備調査を行います。

② 緊急調査

計画期間中に、食品安全に関する想定外のリスクが顕在化した場合、緊急的に汚染実態を調査します。

(3) リスク管理措置の検討のための調査

有効かつ実行可能なリスク管理措置案を作成するため、生産現場と連携して、実際の生産環境、栽培管理等と汚染レベルとの関連性について調査します。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成19年度～28年度

[お問い合わせ先：消費・安全局食品安全政策課（03-3502-8731）]

有害化学物質及び有害微生物のリスク管理のための調査・分析

食品や飼料中の有害化学物質の含有実態を調査
(平成18年度～)

食品や生産環境中の有害微生物の汚染実態を調査
(平成19年度～)

実態調査の実施のスキーム

